

3. 音 環 境

(1) 騒音の概要

騒音は、人間の感覚に直接作用し、睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど日常生活に大きな影響を及ぼします。その発生源は多種多様で、工場、建設作業及び自動車などがあげられますが、この他にもエアコンの室外機、犬の鳴き声など家庭での日常生活に起因するものも多くなっています。また、影響範囲も他の公害に比べ局所的であることが特徴です。

音レベルと生活との目安は次のとおりです。

騒音レベルと生活事例との関係とその影響

表 1 3 - 1

騒音レベル	目 安	影 響
20 デシベル	木の葉の触れ合う音	
30	ささやき声 柱時計の振子の音 (3m)	
40	こおろぎの最大音 静かな公園	このレベル以下では安眠が妨げられることはない。
50	静かな事務室 図書館	このレベル以下では落ち着かない、勉強ができない、腹が立ちやすいという訴えはない。
60	柱時計の時報 (3m) 普通の会話	食欲減退、耳鳴り、頭痛、会話の邪魔になるという訴えが多くなる。
70	騒々しい事務室 電話のベル	血圧の上昇、消化機能の減退、疲労度の上昇などの生理的変調が起こりやすい。
80	電車の車内 セミの声	高い周波数の音を長時間聞いていると難聴を起こすことがある。
90	騒々しい工場内 パチンコ店内	低い低周波の音でも長時間聞いていると難聴を起こすことがある。
100	電車通過時のガード下 プレス機	短時間聞いていると一時難聴を起こす。
110	自動車の警笛 (前方2m) 打音作業 (ディーゼルハンマー)	
120	飛行機のエンジン近く	耳に痛みを感じる。耐えられなくなる限界。
130	最大可聴値	鼓膜が破れることがある。

(2) 環境基準

環境基準は騒音に係る環境上の条例について、人の健康を保護し、生活を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。平成24年4月より、騒音に係る基準の類型を指定する権限が、県から市へ委譲されたため、市が各類型を当てはめる地域を指定しています。

環境基準は、地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

表14-1

地域の類型	基準値	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

環境基準の類型あてはめ地域

表14-2

地域の類型	あてはめ地域
A	都市計画法に基づく 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法に基づく 第1種住居地域 第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

道路に面する地域

表14-3-1

地域の区分	基準値	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考) 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

左表の場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

表14-3-2

基 準 値	
昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
70デシベル以下	65デシベル以下

(3) 環境騒音

環境騒音とは「ある一定の平面的な広がりを持つ地域に対して、通常そこに存在する不特定多数の音源から発生する騒音」のことです。

環境騒音の状況を把握するため、県と協力して、環境基準指定地域内における一般環境地域（道路に面していない地域）で2地点、道路に面する地域で2地点の計4地点で測定を行いました。

一般環境地域騒音測定結果（令和4年度）

表15-1

測 定 地 点	測定年月日	地域の 類 型	等価騒音（デシベル）	
			昼 間	夜 間
南国市篠原 1067	R5.3.13～ R5.3.14	A	44.7	36.1
〃 日吉町2丁目3-28	R5.3.6～ R5.3.7	B	46.7	36.2

（備考）上表の2地点の基準値は、表14-1のとおり。

道路に面する地域騒音測定結果（令和4年度）

表15-2

測 定 地 点	路 線 名	測定年月日	地域の 類 型	等価騒音（デシベル）	
				昼 間	夜 間
南国市大桶乙988	国道55号線	R5.3.28～ R5.3.29	C	57.1	53.1
〃 大桶甲1598-1	南国インター線	R5.3.22～ R5.3.23	C	56.3	47.9

（備考）上表の2地点の基準値は、表14-3-2のとおり。

(4) 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準（環境基本法第16条第1項に規定する環境上の条件につき、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準」をいう。以下、同じ。）は、表16-1のとおりです。

なお、平成19年12月17日付の告示の一部改正により、評価指標が従来のWECPNLよりLden（単位：デシベル）へと変更されました。

航空機騒音に係る環境基準

表16-1

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、県知事が指定します。（高知空港周辺は、昭和62年7月に指定）

地域の類型	基準値（単位デシベル）
I	57以下
II	62以下

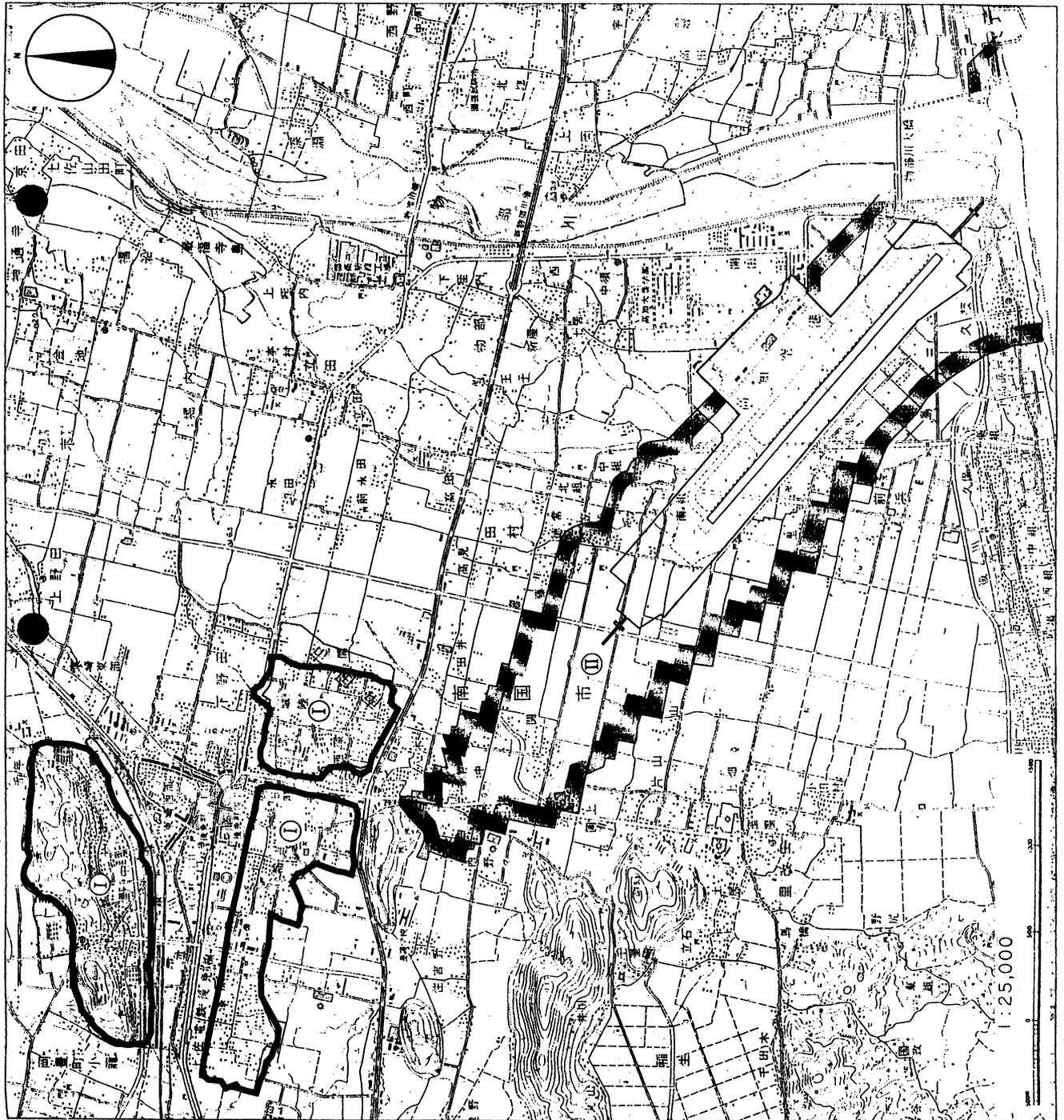
（注）Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とします。

航空機騒音に係る環境基準の類型あてはめ状況

表16-2

地域の類型	基準値 (単位デシベル)	あてはめる地域
I	57以下	南国市の別図の実線で囲まれた地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
II	62以下	南国市の別図の破線で囲まれた地域のうち、類型Iをあてはめる地域以外の地域

備考 空港敷地及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域は、地域の類型をあてはめる地域から除きます。



凡 例	
I	類 型 I
II	類 型 II

但し、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び航空法（昭和27年法律第231号）第40条の規定に基づき告示された高知空港の敷地である区域は除く。

別図
航空機騒音に係る環境基準の
類型指定図

高知空港周辺における航空機騒音の実態を把握するために、航空機騒音に係る類型のあてはめをした地域で騒音調査を行いました（県が実施）。測定結果は表17のとおり全地点で環境基準を達成しています。

航空機騒音の経年変化（年間値）

表17

調査場所	地域 類型	環 境 基準値	年 間 値											
			平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	
久 枝	II	75												
大 桶（大徳寺）	II	75												
片山(上宮神社)	II	75	62											
下 島	II	75	65	66	52	52	52	52	52	52	52	52	49	51
大 桶（能 間）	I	70												
大 桶(警察学校)	I	70	61											
大 桶(中央公民館)	I	70		60	44	45	46	47	48	48	46	43	49	
元町(西部体育館)	I	70	56											
田 村	II	75		70	55	54	53	54	54	54	54	51	53	
前 浜	II	75		69	54	54	54	53	55	54	53	50	52	

(5) 騒音防止対策

騒音規制法による規制では、工事・事業場騒音、建設作業騒音、道路交通騒音を規制対象としています。平成24年4月より、騒音規制地域と基準を指定する権限が県から市へ委譲されたため、市が規制地域及び基準を指定しています。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

表18-1

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00~19:00	朝 ・ 夕 6:00~8:00 19:00~22:00	夜 間 22:00~6:00
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 第1種区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域とは、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域とは、工業地域

特 定 施 設 (騒音規制法に基づくもの)

表 18-2

	<p>金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)</p> <p>1 ホ 機械プレス (呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>ヘ せん断機 (原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機 (といしを用いるものに限る。)</p>
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。)</p> <p>ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)</p>
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー (原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ホ 丸のご盤 (製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ヘ かな盤 (原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
8	抄紙機
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

表18-3

区 域	第1号区域	第2号区域
基 準 値	85デシベル以下	
作 業 禁 止 時 間	19:00～7:00	22:00～6:00
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作 業 期 間	連続6日を超えないこと	
作 業 禁 止 日	日曜日その他の休日	

(注) 1. 基準値は特定建設作業の騒音が特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2. 地域の区分は次のとおりである。

イ. 第1号区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域。住居の用にあわせて商業・工業等の用に供される区域。学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートルの区域内

ロ. 第2号区域

指定区域のうち第1号区域以外の区域

特定建設作業（騒音規制法に基づくもの）

表18-4

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業。
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。

4. 土 壤 環 境

(1) 土壌環境の概要

土壌は、水、大気とともに環境の構成要素であり、また、生態系の維持に重要な役割を担っています。

土壌汚染は、そのほとんどが鉱山、工場等の事業活動に伴って排出された重金属類の有害物質等によって、汚染された水または大気を媒体として発生するもので、ひとたび汚染されると、水質、大気の汚染が解消されても土壌中に残留し、農産物や地下水等に影響が長期にわたる蓄積性の汚染です。

平成3年8月に、環境基本法第16条に基づく土壌に係る環境基準が定められました。これは、原則としてすべての土壌について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で望ましい基準を定めたものであり、土壌汚染の有無の判断基準として、また改善を講ずる目標基準として活用されることを目的としたものです。また、平成11年1月には土壌汚染等の調査・対策を進めるための指針として、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」が策定され、さらに平成14年5月「土壌汚染対策法」が公布、平成15年2月15日より施行されました。

5. 振 動

(1) 振動の概要

振動は地盤、構造物等を伝播して人体に感知されるため、騒音を伴う場合が多くあります。発生源は多種多様で、工場、建設作業及び交通機関などがあります。

6. 公 害 苦 情

(1) 苦情の概要

最近の苦情は、市民の住環境の変化に対する意識の高まりを反映して、社会生活に起因するものや感覚、心理的なものまで多様化してきており、いわゆる典型7公害(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下)のみならずペットの飼育、害虫等々広範囲に及んでいます。

市民から寄せられている苦情に際しては、迅速、適切な対応を行いその解決に努めています。

種類別受理件数の経年変化

表19-1

年度	公 害 の 種 類							計	その他	合計
	典 型 7 公 害									
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
平成24	31	4	0	2	1	0	4	42	0	42
平成25	10	3	0	1	0	0	4	18	17	35
平成26	11	0	0	3	0	0	0	14	26	40
平成27	11	1	0	2	0	0	2	16	17	33
平成28	4	0	0	0	0	0	3	7	38	45
平成29	2	4	1	2	0	0	3	12	41	53
平成30	1	3	1	1	0	0	3	9	22	31
令和元	2	2	0	2	0	0	0	6	18	24
令和2	1	4	0	3	0	0	1	9	15	24
令和3	0	2	0	2	0	0	0	4	12	16
令和4	3	4	0	1	0	0	1	9	25	34

令和4年度に受け付けた苦情は、対応状況によって前年度比113%増の34件です。

公害の種類としては、その他の苦情が25件(74%)、水質汚濁に対する苦情4件(11.8%)、大気汚染に対する苦情3件(8.8%)となっています。

(2) 発生源・発生場所別苦情件数

苦情を発生源別にみると、その他の発生源・発生場所が23件(全苦情件数の68%)となっています。

発生源・発生場所別苦情件数の経年変化

表19-2

年 度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
農 業	10	8	9	1	8	9	2	3	2	1	5
林 業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	3	3	2	2	1	0	0	2	1	0	2
製 造 業	2	1	1	3	0	3	2	2	3	2	3
電気・ガス・熱供給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 ・ 通 信 業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
卸売・小売業・飲食店	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
サ ー ビ ス 業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の発生源・発生場所	25	22	28	27	34	41	23	17	18	13	23
合 計	42	35	40	33	45	53	27	24	24	16	34

(3) 被害の種類別公害苦情件数

被害を種類別にみると、心理・感覚的な項目が32件(全苦情件数の94%)と最も多くなっています。

被害の種類別苦情件数の経年変化

表19-3

年度	健康	財産	動・植物	心理的・感覚的	その他	合計
平成24	0	0	3	39	0	42
平成25	0	0	4	29	2	35
平成26	1	0	1	32	6	40
平成27	0	0	1	30	2	33
平成28	2	0	0	39	4	45
平成29	0	0	0	45	8	53
平成30	0	0	0	25	2	27
令和元	0	0	1	22	1	24
令和2	0	1	1	22	0	24
令和3	0	1	0	15	0	16
令和4	1	1	0	32	0	34

(4) 苦情の処理状況

「総受理件数」とは、新規に直接受け付けた苦情件数に、他の機関から転送された苦情件数と、前年度から繰り越している件数を合算したものです。

「処理継続件数」とは、「総受理件数」から他の機関へ転送した件数を差し引いたもので実際に処理した件数です。

「処理率」とは、各機関が年度内に直接処理した「直接処理件数」を「処理継続件数」で除したものです。

令和4年度の「処理継続件数」は33件、このうち「直接処理件数」は33件で「処理率」は100%となっています。

被害処理状況の経年変化

表19-4

年度	新規直接 受理件数 ①	他から 転送 ②	前年度 繰越 ③	総受理件数 (①+②+③) ④	他への 転送 ⑤	処理継続件数 (④-⑤) ⑥	翌年度 繰越 ⑦	その他 ⑧	直接処理件数 (⑥-⑦-⑧) ⑨	処理率(%) (⑨/⑥) ⑩
H24	42	0	0	42	4	38	0	0	38	100
H25	35	0	0	35	0	35	0	0	35	100
H26	40	0	0	40	0	40	1	1	38	95
H27	33	0	0	33	0	33	0	0	33	100
H28	45	0	0	45	0	45	0	0	45	100
H29	53	0	0	53	0	53	0	0	53	100
H30	27	0	0	27	0	27	0	0	27	100
R元	24	0	0	24	0	24	0	0	24	100
R2	24	0	0	24	0	24	0	0	24	100
R3	16	0	0	16	0	16	0	0	16	100
R4	34	0	0	34	1	33	0	0	33	100

令和4年度苦情種類別・発生源別処理状況

表19-5

発生源	種類別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	計
農	業						1	4	5
林	業								
漁	業								
鉱	業								
建設	業	1						1	2
製造	業	1	1		1				3
電気・ガス・熱供給・水道業									
運輸・通信料									
卸売・小売業									
飲食店			1						1
サービス業									
公務									
家庭生活		1							1
家庭生活のうちペット								4	4
事務所									
道路			2						2
空地								4	4
公園									
神社・寺院等								1	1
その他								10	10
不明								1	1
計		3	4		1		1	25	34

7. その他

(1) 墓地の新設・改葬

A 墓地の新設

墓地を新設するには市長の許可が必要です。都市化の進行は墓地の整備条件を妨げ、許可を受けない墓地の乱開発等、いわゆる「違法墓地」が社会問題化しています。土地を購入されてもお墓を建てることのできない場合があるので、注意する必要があります。

B 改葬

改葬とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことを言います。墓地の改葬には市長の許可が必要です。申請書とともに現在の墓地、墓石の写真、移動先が墓地であるという証明等が必要です。

令和4年度の改葬許可申請件数及び過去5年間の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	7	2	4	0	9	6	8	6	2	2	0	4	50

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	40	30	27	29	50

(2) 死犬（猫）処理

下記に市役所への持ち込みによる死犬猫と、路上等での死犬猫の処理数を直近三ヶ年度分について掲載しています。動物の愛護と適正な飼養が法で定められていますが、依然として市道等に多くの死犬猫が目立ちます。このうち猫が全体の約93パーセントを占めています。このことは、猫の放し飼いや野良猫の増加が要因と思われます。猫は室内で飼う、捨て猫はしないなど猫の飼育についてのルール、マナーの重要性が痛感させられます。

令和4年度の死犬（猫）処理件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
持ち込み	2	7	2	10	3	5	2	6	6	4	7	5	59
路上	13	13	34	28	14	12	11	20	15	7	9	24	200

令和3年度の死犬（猫）処理件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
持ち込み	9	5	3	3	9	4	4	8	3	9	3	5	65
路上	14	18	18	24	20	23	27	17	11	12	11	9	204

平成2年度の死犬（猫）処理件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
持ち込み	0	3	4	3	4	4	5	5	2	4	7	7	48
路上	11	19	19	25	15	11	16	22	24	12	18	18	210

(3) 狂犬病予防注射・犬の登録

「狂犬病予防法」により、犬の飼い主は、登録（生後 91 日以上）の申請と毎年一回、狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。しかし、狂犬病予防注射を受けている頭数は登録頭数の約 6 割に留まっています。狂犬病集合予防注射及び登録は、4・5 月に市内を巡回し実施しています。また、定期外登録は環境課で受け付けており、市内の獣医師でも予防注射とともに受け付けています。毎年、必ず予防注射を受けましょう。

令和 4 年度の登録及び狂犬病予防注射頭数

法第 4 条による登録頭数	3, 2 3 5
法第 5 条による予防注射頭数	1, 8 3 8

動物病院

病院名	住所	電話番号
なんごくアニマルクリニック	篠原 1800-1	863 - 0039
斉藤獣医科病院	白木谷 3100	862 - 1324
南国ひまわり動物病院	大桶乙 640-3	863 - 3150
なな動物診療所	岡豊町蒲原 160-70	866 - 5203
ゆずの木どうぶつ病院	陣山 180-1	856 - 7527

(4) 飼い主のいない猫不妊手術推進事業費補助金

南国市では令和 2 年 4 月から、不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすため、メス猫の不妊手術推進事業を開始し、令和 4 年度からは飼い主のいない猫の不妊手術費等の一部を補助しております。

◎対象者 南国市民であり、令和 4 年度に高知県の飼い主のいない猫不妊手術費等の補助を受け、猫に手術を受けさせている方

◎補助金額 1 匹につき上限 5,000 円

※補助金額は、不妊手術等に要した費用の額から県要綱に基づき高知県が負担した額を差し引いた額（当該額に 100 円未満の端数がある場合は切り捨て。）

年度	申請匹数（匹）	補助交付金額（円）
令和 4	103	389,200